

## 法人役員(代表者または代表者以外)の変更

建築士事務所の開設者は、開設者が法人である場合、その役員(代表者または代表者以外)に変更があった場合は、2週間以内に変更届を提出してください。

(建築士法第23条の5)

変更が生じてから2週間以上経過している場合は、**理由書**が必要です。

### ■申請に必要な書類 <正本1部提出>

※変更登録済みの通知書は発行されません。受付印が必要な方は副本をご用意ください。

#### [代表者の場合]

①建築士事務所登録事項変更届(愛指定様式2)

②添付書類

・役員名簿 **※建築士法上の役員を記入**

・略歴書【登録申請者 添付書類(ロ)】

・誓約書【添付書類(ハ)】

・管理建築士の建築士住所等の届出

(※管理建築士個人の登録事項に変更がある場合のみ)

・商業登記簿謄本(原本)のうち『履歴事項証明書』

#### [代表者以外の場合]

①建築士事務所登録事項変更届(愛指定様式2)

②添付書類

・役員名簿 **※建築士法上の役員を記入**

・誓約書【添付書類(ハ)】

・管理建築士の建築士住所等の届出

(※管理建築士個人の登録事項に変更がある場合のみ)

・商業登記簿謄本(原本)のうち『履歴事項証明書』

委任状(代理申請の場合)<社員の場合は不要>

**※建築士法上の役員とは**業務を執行する社員、取締役、執行役及びこれらに準ずる者、社外取締役、代理権を有する支配人、理事等を含み、監査役、取締役でない支店長等は含まない。

### ■提出先・問い合わせ先

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会

〒790-0002 愛媛県松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

(協会へのアクセスはホームページをご参照ください)

Tel:089-945-5200 Fax:089-945-5318

なお、申請書類は直接ご持参ください。直接持参できない理由(遠隔地等)のある方は、**必ず受取確認のできる簡易書留等**により提出してください。